

第1章 基本的事項

1.1. 環境基本計画とは

環境基本法（平成5年法律第91号）は、環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。

同法においては、地方公共団体の責務を「基本理念（環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、国際的協調による地球環境保全の積極的推進）にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しています。

本市においても、平成10年に環境の保全と創造についての基本的な理念を明らかにすることを目的として浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号。以下「環境基本条例」という。）を制定しました。

環境基本条例では、第3条で基本理念として「環境の恵沢の持続的な享受」「自然と人の共生」「市、市民及び事業者の公平な役割分担」「国際的な協力・協調」を定めています。

環境基本計画は、環境基本条例第9条の規定に基づき「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めるものです。

1.2. 策定の背景

本市は、平成17年7月の市町村合併により、豊かな森林、天竜川・浜名湖などといった水辺環境、多様な動植物などの自然環境を有することになったことをうけ、平成20年3月に合併後はじめて、環境の保全に向け具体的な方向性を示す「第1次浜松市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

これまで第1次計画に基づき、「浜松市地球温暖化対策実行計画」（平成24年3月）、「浜松市環境教育推進プラン」（平成24年3月）、「生物多様性はままつ戦略」（平成25年3月）、「浜松市一般廃棄物処理基本計画」（平成26年3月）を策定するなど、環境に関して本市が目指すべき将来像「水と緑と光が響きあう環境共生都市」を実現するための具体的な施策を推進し、一定の成果を挙げてきました。

第1次計画策定後、国では平成24年4月に閣議決定した「第4次環境基本計画」において、環境行政の究極目標である持続可能な社会を構築する上で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、化学物質汚染などから人の健康・生活を守るという「安全」の確保を基盤とする社会であることと見直しがされるとともに、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）の改正及び完全施行、「生物多様性基本法」（平成20年法律第58号）の制定や「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月）の策定など、持続可能な社会の

実現を目指す我が国の政策は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に対応するために、本市では「第2次浜松市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

図表 1.2-1 環境基本計画関連年表

年	月	国、県	浜松市
H6	12	「第1次環境基本計画」閣議決定	
H10	9		「浜松市環境基本条例」制定
H11	3		「浜松市環境基本計画」策定(旧浜松市)
H12	12	「第2次環境基本計画」閣議決定	
H15	3		「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例」制定 「音・かおり・光に関する生活環境創造計画」策定
	7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布	
H16	3		「浜松市音・かおり・光環境創造条例」制定
H18	4	「第3次環境基本計画」閣議決定	
H20	3		「浜松市環境基本計画」(第1次計画)策定
	6	「生物多様性基本法」公布	「浜松市川や湖を守る条例」制定
H21	2		「浜松市バイオマスタウン構想」策定
	3		「浜松市地球温暖化対策地域推進計画」策定
H22	10	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催(名古屋)	
H23	3	「第3次静岡県環境基本計画」策定	
	6	「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」改正(改称)	
H24	3		「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」策定 「浜松市環境教育推進プラン」策定
	4	「第4次環境基本計画」閣議決定	
	7	固定価格買取制度(FIT)施行	
	10	環境教育等促進法 完全施行	
H25	3		「生物多様性はままつ戦略」策定 「浜松市エネルギービジョン」策定
	5	「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定	
	12		「浜松市バイオマス活用推進計画」策定
H26	1		「浜松市バイオマス産業都市構想」策定
	3		「浜松市一般廃棄物処理基本計画」策定

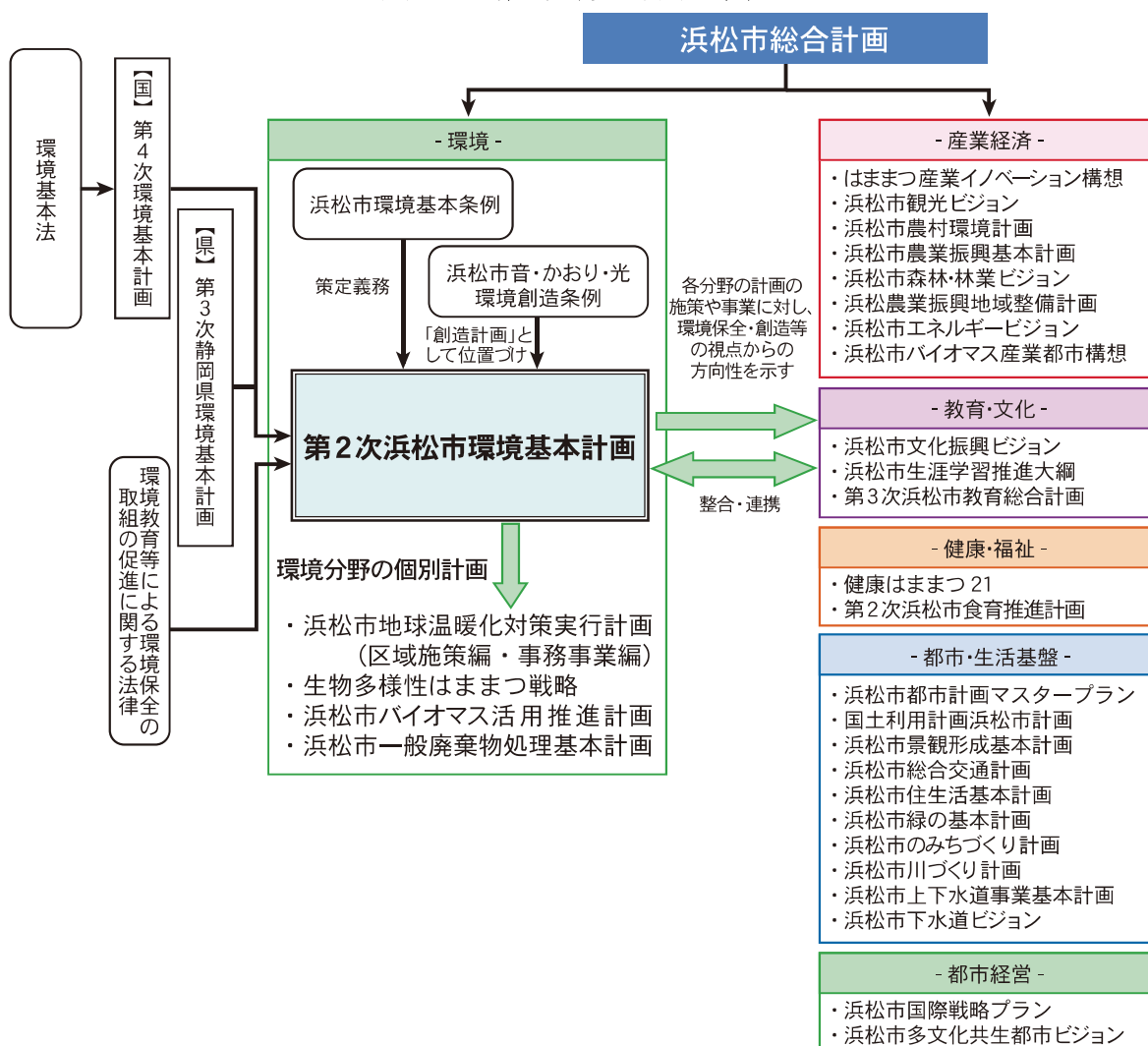
1.3. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づいて策定するもので、国や県の環境基本計画や、本市における行政の基本指針である「浜松市総合計画」などの上位計画をはじめ、環境の保全及び創造などに関連する各分野の基本的な計画などと連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

あわせて、環境教育等促進法第8条に基づき、本市における環境教育施策を、市民・NPO・事業者と協働して、総合的・体系的に推進していくための行動計画として位置づけます。

さらに、浜松市音・かおり・光環境創造条例（平成16年浜松市条例第31号。以下「音・かおり・光条例」という。）第6条の規定に基づく音・かおり・光に関する生活環境創造計画として位置づけます。

図表 1.3-1 第2次環境基本計画の位置づけ



1.4. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浜松市全域とします。

なお、国、県、周辺自治体と連携することにより効果が得られる施策については、より広域的な観点からの推進を図ります。

1.5. 計画の期間

本計画の目標年度は、「浜松市総合計画」と整合を図り平成 36 年度とします。

ただし、中間年度の平成 31 年度に計画の見直しを行うとともに、社会経済情勢の変化や科学技術の向上を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 1.5-1 第 2 次環境基本計画の期間

